

※この欄には記入しないでください。

高	障	母	父	育	多

世帯状況等申告書

入居申込者氏名(名義人)	_____
住 所	_____
電 話 番 号	_____

〔 以下の項目について、該当する箇所の□に✓を付けてください。
虚偽の申告をした場合は入居申込みが無効となりますのでご注意ください。 〕

- あなたの世帯は、次のどれに該当しますか。該当する全てに ✓ をつけてください。
優先入居世帯 高齢者世帯 心身障害者世帯 母子世帯 父子世帯
小学校就学前の子供がいる世帯 多子世帯
優先入居以外の一般入居の世帯
- あなたを含めて、何人で入居する予定ですか。
1人 2人 3人以上
- 現在のお住まいの状況は、次のどれに該当しますか。
民間賃貸住宅・社宅
親族の家に同居
入居申込者及び同居予定者の持ち家で、競売落札・売買契約成立、家を手放すことが決まっています、その証明書が提出できる。
公営住宅（県営住宅・市町村営住宅） ➡ 原則として入居申込みはできません。
申込者及び同居予定者の持ち家 ➡ 原則として入居申込みはできません。
- 入居申込者の状況は、次のどれに該当しますか。
 - 配偶者のいない方
未婚である。
前夫（妻）とは（死別・離婚）している。
前夫（妻）とは離婚し親子で申し込むが、親権を持っている。
前夫（妻）とは離婚し親子で申し込むが、親権を持っていない。
➡ 入居時に親権者の同意書を提出していただきます。
現在、夫（妻）がいて別居中である。 ➡ 原則として入居申込みはできません。
 - 暴力団員の確認
入居申込者又は同居予定者に暴力団員である者がいる。 ➡ 入居申込みはできません。
※ 入居後、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団員となったことが判明した場合は、退去していただきます。
- 県税（県民税、自動車税、個人事業税、法人事業税、その他）の納入状況については、次のどれに該当しますか。
世帯の中に県税を滞納している者はいない。 ➡ 入居時に納税証明書で確認します。
世帯の中に県税を滞納（又じ分納）している者がいる。 ➡ 入居申込みできません。

収入計算欄

氏名	所得内容	年間総収入額	年間所得額	各種控除						備考 (該当番号に○を付ける)
				老人扶養	特定扶養	寡婦控除	ひとり親	特別障害	普通障害	
	1 給与 2 年金 3 その他	円 円 円	円 円 円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円 円 円	円 円 円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円 円 円	円 円 円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円 円 円	円 円 円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円 円 円	円 円 円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻 年 月 日
			(A) 円	※一定以上の所得の方は申込みできません。 ※各種控除の欄は記入しないでください。						

※控除内訳（この欄は記入しないでください。）

控除	所得金額調整控除額 1人：0円～10万円	①基礎控除振替分 1人：0円～10万円	②親族 (同居・別居) 1人：38万円	③老人扶養 1人：10万円	④特定扶養 1人：25万円	⑤普通障害者 1人：27万円	⑥特別障害者 1人：40万円	⑦寡婦 1人：0円～27万円	⑧ひとり親 1人：0円～35万円
額	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円	人 万円
控除額(①～⑧の合計)			{ (A) - (B) } ÷ 12ヶ月						収入分位
(B)			世帯の月収額						

誓約及び承諾事項

このたびの県営住宅入居申込みに際し、私が記載した内容及び今後提出する書類の審査に当たり、事実と相違した場合や虚偽の記載があった場合には、入居申込みが無効となっても意義申し立て等は一切行いません。

なお、入居後に虚偽記載や事実と相違することが判明し、入居決定を取り消された場合には、直ちに住宅を明け渡すことを誓約します。

令和 年 月 日

氏名 _____

入居資格審査のため、住民票・所得額証明書・納税証明書・健康保険証及び各種手帳の写し等の必要書類を提出していただきます。また、申告内容の確認のため、関係官公署に個人情報照会することがあります。なお、審査の結果、申告の内容が事実と相違した場合や、虚偽の記載があった場合には、入居申込みが無効となる場合があります。